大牟田市移住促進住宅情報提供ネットワーク実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大牟田市内に移住をするため、市内の住宅物件(以下「住宅」という。)に係る情報を求めている市外居住者(以下「情報提供希望者」という。)に対し、情報を迅速かつ効率的に提供するため、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者(以下「宅地建物取引業者」という。)の有する情報を活用した情報提供の仕組みを整備し、もって市内への移住の促進を図ることを目的とする。

(ネットワーク)

- 第2条 この要綱に基づき大牟田市と宅地建物取引業者が整備する情報提供ネットワーク を大牟田市移住促進住宅情報提供ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)という。 (情報の範囲)
- **第3条** ネットワークで扱う情報の範囲は、市内への移住の促進に寄与すると認められる 住宅の売買又は賃貸借に係るものとする。ただし、次にあげるものに該当する場合は、 対象としない。
 - (1) 法令に違反するもの
- (2) その他市長が不適当と認めるもの (宅地建物取引業者の要件)
- **第4条** ネットワークに登録することができる宅地建物取引業者は次の各号の全てに該当する者とする。
 - (1) 市内に本店又は支店を有し、若しくは市内の住宅に係る情報を有し、かつ情報提供 希望者の求めに応じ容易に市内に赴くことができる者
 - (2) ファクシミリ装置又は電子メールにより市と情報の交換ができる者
 - (3) 市町村税の滞納がない者
 - (4) 以下のいずれかに該当するものでない者
 - ① 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が事業主又は役員に就任している法人等
 - ② 暴力団員が実質的に運営している法人等
 - ③ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者
 - ④ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る 契約を締結している者
 - ⑤ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員に 対して経済上の利益又は便宜を供与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

(登録申込み)

- **第5条** ネットワークへの登録を希望する宅地建物取引業者は、このネットワークの目的 を理解の上、ネットワーク登録申込書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添え て、市長に申込みを行うものとする。
- (1) 宅地建物取引業者免許証(写し)
- (2) 市町村税の納税証明書
- (3)役員等名簿及び照会承諾書
- (4) 誓約書

(登録の承認)

- 第6条 市長は、前条の申込みがあった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、 ネットワーク登録承認通知書(第2号様式)により、当該申込みを行った者に通知する。 (記載事項の変更)
- 第7条 前条の規定によりネットワークへの登録の承認を受けた宅地建物取引業者(以下、「ネットワーク登録事業者」という。)は、ネットワーク登録申込書の記載事項に変更が生じたときは、ネットワーク登録申込書記載事項変更届書(第3号様式)に、変更の内容がわかる書類を添えて、市長に届け出るものとする。

(登録承認の取消し)

- 第8条 市長は、ネットワーク登録事業者が第4条各号に掲げる要件に該当しなくなった とき、又はネットワーク登録事業者として適当でないと認める事由が生じたときは、登 録の承認を取り消すことができる。
 - 2 市長は、前項の規定によりネットワーク登録事業者の登録の承認を取り消した場合は、ネットワーク登録承認取消通知書(第4号様式)によりネットワーク登録事業者に通知するものとする。

(ネットワークからの退会)

第9条 ネットワーク登録事業者は、市長に、ネットワーク退会届(第5号様式)を提出 することにより、ネットワークから退会することができる。

(情報提供の申請)

第10条 この要綱により住宅に係る情報の提供を受けようとする情報提供希望者は、住宅情報提供申請書(第6号様式)により、市長に申請するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、口頭での申請ができるものとする。

(情報提供の依頼)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、ネットワーク登録事業者に対し、 当該申請を行った情報提供希望者の氏名等を秘匿した上で、住宅情報提供依頼書(第7 号様式)により、情報提供の依頼を行うものとする。

(ネットワーク登録事業者の情報提供)

第12条 ネットワーク登録事業者は、前条の依頼を受けたときは、市長に対し、住宅情報

提供書(第8号様式)又は住宅情報提供書に記載する内容と同様の内容が記載された書面により、住宅に係る情報を提供するものとする。

(情報提供希望者に対する情報提供)

- 第13条 市長は、第10条の規定により住宅に係る情報提供の申請を受けたときから概ね 10日以内(以下「標準情報提供期間」という。)に、前条の規定によりネットワーク登録 事業者から提供を受けた住宅に係る情報の概要を住宅概要通知書(第9号様式)により、 当該情報提供の申請を行った情報提供希望者に提供するものとする。
- 2 市長は、標準情報提供期間にネットワーク登録事業者から情報提供がなかったときは、 住宅該当物件不存在通知書(第10号様式)により、情報提供の申請を行った情報提供希 望者に通知する。

(対象住宅に係る交渉等)

第14条 情報提供希望者は、前条第1項の規定により住宅概要通知書の送付を受けたときは、当該住宅に係る情報提供を行ったネットワーク登録事業者に直接連絡を行うものとし、市は、情報提供希望者とネットワーク登録事業者との間における具体的な交渉等には関与しない。

(状況報告)

第15条 情報提供希望者は、市長から住宅概要通知書を受けたときから2週間以内にネットワーク登録事業者との交渉経過又は交渉結果を、交渉状況報告書(第11号様式)により、市長に報告するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、口頭での報告とすることができる。

(標準情報提供期間経過後の情報提供)

- 第16条 市長は、住宅概要通知書又は住宅該当物件不存在通知書により通知をした後においても、情報提供希望者からの申出により、引き続き情報提供を行うことができる。 (資料の提出)
- 第17条 市長は、必要があると認めるときは、ネットワーク登録事業者に対し、提供された住宅に係る情報等の関係書類の提出を求めることができる。
- 第18条 市、ネットワーク登録事業者及び情報提供希望者は、ネットワークの運用において知り得た情報を当該情報の提供者の許可なく目的以外に使用してはならない。 (市の責任等)
- 第19条 この要綱に基づく情報の提供は、情報提供希望者に対し、ネットワーク登録事業者が有する住宅の情報を効率的に提供することを目的とするものであり、市が情報提供した後に当事者間で行われる具体的な交渉及び取り交わされる契約については、市は、一切責任を負わない。

(補則)

(守秘義務)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 28 年 12 月 21 日から施行する。